

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 } (略)</p> <p>第2章 } (略)</p> <p>第3章 } (略)</p> <p>第4章 事務組織</p> <p>    第1節 教育研究推進本部及び経営企画本部           (第52条)</p> <p>    第2節 部局事務部 (第53条)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>附則 (中略) (大学院及び研究科等)</p> <p>第15条 京都大学に大学院を置き、大学院に次 掲げる研究科を置く。 文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学研究科 薬学研究科 工学研究科 農学研究科 人間・環境学研究科 エネルギー科学研究科 アジア・アフリカ地域研究研究科 情報学研究科 生命科学研究科</p> <p>2 前項に定めるもののほか、大学院に、学校教育 法第66条ただし書に定める研究科以外の教育研 究上の基本となる組織として、地球環境学堂及び 地球環境学舎を置く。</p> <p>3 地球環境学堂は研究のために置く組織とし、地 球環境学舎は教育のために置く組織とする。</p> <p>(研究科長)</p> <p>第16条 研究科(地球環境学堂及び地球環境学舎 を含む。以下同じ。)に研究科長(地球環境学堂 にあっては学堂長、地球環境学舎にあっては学舎 長をいう。以下同じ。)を置き、京都大学の教授 をもって充てる。</p> <p>2 研究科長は、当該研究科の教授会の議に基づき、 総長が任命する。</p> <p>3 研究科長の選考手続は、当該研究科の定めると ころによる。</p> <p>4 研究科長の任期は、当該研究科の組織に関する 規程の定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 } (同左)</p> <p>第2章 } (同左)</p> <p>第3章 } (同左)</p> <p>第4章 事務組織 (第52条・第53条)</p> <p>第5章 (同左)</p> <p>附則 (大学院及び研究科等)</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、大学院に、学校教育 法第66条ただし書に定める研究科以外の教育研 究上の基本となる組織として、地球環境学堂及び 地球環境学舎並びに<u>公共政策連携研究部及び公共 政策教育部並びに経営管理研究部及び経営管理 教育部</u>を置く。</p> <p>3 地球環境学堂、<u>公共政策連携研究部及び経営管 理研究部</u>は研究のために置く組織とし、地球環境 学舎、<u>公共政策教育部及び経営管理教育部</u>は教育 のために置く組織とする。</p> <p>(研究科長)</p> <p>第16条 研究科(前条第2項の組織を含む。以下 同じ。)に研究科長(地球環境学堂にあっては学 堂長、地球環境学舎にあっては学舎長、<u>公共政策 連携研究部及び経営管理研究部</u>にあっては研究部 長、<u>公共政策教育部及び経営管理教育部</u>にあって は教育部長をいう。以下同じ。)を置き、京都大 学の教授をもって充てる。</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 } (同左)</p>

改正前	改正後
<p>5 研究科長は、当該研究科の教授会の議に基づき行われる教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して総長により懲戒又は解任されることはない。</p> <p>6 前項の審査手続は、教育研究評議会の定めるところによる。 (中略) (専攻及び講座)</p> <p>第20条 研究科に専攻を置き、研究科又は専攻に講座を置く。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>地球環境学堂及び地球環境学舎</u>においては、<u>地球環境学舎に専攻を置き、地球環境学堂に講座に代わる教員組織を置く。</u></p> <p>3 研究科に置く専攻及び研究科又は専攻に置く講座若しくはこれに代わる教員組織は、京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程(平成16年達示第6号)の定めるところによる。 (中略) (病院長)</p> <p>第43条 医学部附属病院に病院長を置き、医学研究科又は医学部附属病院の専任の教授をもって充てる。</p> <p>2 病院長は、医学部教授会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>3 病院長の選考手続及び任期は、<u>京都大学医学部附属病院長候補者選考規程(平成7年達示第1号)</u>の定めるところによる。</p>	<p>5 } (同左)</p> <p>6 } (専攻及び講座)</p> <p>第20条 (同左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第15条第2項の組織においては、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部に専攻を、公共政策連携研究部及び経営管理研究部に講座を、地球環境学堂に講座に代わる教員組織を置く。</u></p> <p>3 (同左)</p> <p>(病院長)</p> <p>第43条 } (同左)</p> <p>2 }</p> <p>3 病院長の選考手続は、<u>医学部の定めるところによる。</u></p>
<p>4 第16条第5項及び第6項の規定は、病院長の場合に準用する。 (病院の内部組織)</p> <p>第44条 附属病院に置く診療科その他の内部組織に関しては、京都大学医学部附属病院規程(昭和41年達示第18号)の定めるところによる。</p>	<p>4 <u>病院長の任期は、京都大学医学部の組織に関する規程(平成16年達示第28号)の定めるところによる。</u></p> <p>5 (同左)</p> <p>(病院の内部組織)</p> <p>第44条 <u>医学部附属病院に置く診療科その他の内部組織に関しては、京都大学医学部附属病院規程(昭和41年達示第18号)の定めるところによる。</u></p>
<p>第7節 全国共同利用施設 (全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 京都大学に、学術研究の発展に資するための施設として、次に掲げる全国共同利用施設を置く。 学術情報メディアセンター 放射線生物研究センター 生態学研究センター</p> <p>2 } (略)</p> <p>9 } (中略)</p>	<p>第7節 全国共同利用施設 (全国共同利用施設及びその長)</p> <p>第45条 京都大学に、学術研究の発展に資するための施設として、次に掲げる全国共同利用施設を置く。 学術情報メディアセンター 放射線生物研究センター 生態学研究センター <u>地域研究統合情報センター</u></p> <p>2 } (同左)</p> <p>9 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(カウンセリングセンター)</p> <p>第49条 京都大学に、カウンセリングセンターを置く。</p> <p>2 カウンセリングセンターに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(大学文書館)</p> <p>第50条 京都大学に、大学文書館を置く。</p> <p>2 大学文書館に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(その他の学内組織)</p> <p>第51条 前2条に定めるもののほか、京都大学に必要な学内組織を置く。</p> <p>2 前項の学内組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p style="text-align: center;">第4章 事務組織</p> <p style="text-align: center;">第1節 教育研究推進本部及び経営企画本部</p> <p>(教育研究推進本部及び経営企画本部)</p> <p>第52条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、教育研究推進本部及び経営企画本部を置く。</p> <p>2 教育研究推進本部及び経営企画本部に置く部、課その他の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>3 部及び課に、それぞれ部長及び課長を置く。</p> <p>4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。</p> <p style="text-align: center;">第2節 部局事務部</p> <p>(部局事務部)</p> <p>第53条 研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院その他の京都大学の教育研究施設(以下「研究科等」という。)に、その事務を処理させるため、部局事務部を置くことができる。ただし、必要に応じて数個の研究科等の事務を併せて処理する部局事務部を置くことができる。</p> <p>2 研究科等に置く部局事務部(前項ただし書の部局事務部を含む。以下この条において同じ。)並びに当該部局事務部の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程の定めるところによる。</p>	<p>(カウンセリングセンター)</p> <p>第49条</p> <p>2</p> <p>第50条</p> <p>2</p> <p>(その他の学内組織)</p> <p>第50条の2 前2条に定めるもののほか、京都大学に、研究科又は学部が一定期間連携して教育を行うための組織を置くことができる。</p> <p>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p>第50条の3 前3条に定めるもののほか、京都大学に、研究科、研究所等が一定期間連携して研究を行うための組織を置くことができる。</p> <p>2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が定める。</p> <p>第51条 第49条から前条までに定めるもののほか、京都大学に必要な学内組織を置く。</p> <p>2 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第4章 事務組織</p> <p>(本部の事務組織)</p> <p>第52条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、本部の事務組織として、秘書・広報室及び監査室並びに教育研究推進本部、経営企画本部及びセンターを置く。</p> <p>2 秘書・広報室及び監査室の事務組織及びその所掌事務並びに教育研究推進本部及び経営企画本部に置く部、課その他の事務組織及びその所掌事務並びにセンターの名称、事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>3 部に部長を、課に課長を、秘書・広報室及び監査室に室長を、センターにセンター長を置く。</p> <p>4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長及びセンター長は、上司の命を受け、課又はセンターの事務を処理し、秘書・広報室長及び監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。</p> <p>(部局の事務組織)</p> <p>第53条</p> <p>2</p> <p>(同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 部局事務部に、事務長（課を置く部局事務部にあっては、事務部長。）を置く。</p> <p>4 事務部長及び事務長は、研究科等の長の監督の下に部局事務部の事務を処理する。 （後 略）</p>	<p>3 部局事務部に、<u>事務部長又は事務長</u>を置く。</p> <p>4 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 京都大学医学部附属病院長候補者選考規程（平成7年達示第1号）は、廃止する。</p>